

平成 13 年 8 月 29 日

各 位

不動産投信発行者名
ジャパンリアルエステイト投資法人
代表者名 執行役員 馬場 米一郎
(コード番号 8952)
問合せ先
ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社
企画部長 富岡 誠
TEL.03-3211-7921

規約の変更に関するお知らせ

当投資法人は、平成 13 年 8 月 29 日開催の投資主総会において、規約の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 主たる変更の理由

投資口上場時の公募により投資口を取得した個人投資主が、上場後 1 年以内に証券会社を通じて投資口を譲渡する際に源泉分離課税を選択できるようにするため。

2. 主たる変更の内容

当投資法人の規約第 5 章 資産運用の対象及び方針 第 24 条第 1 項を

「この投資法人は、資産の総額のうち占める不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権（不動産、地上権若しくは土地の賃借権のみに信託をするものに限り、）及び匿名組合出資持分（不動産、地上権若しくは不動産の賃借権のみに運用するものに限り、）の価額の割合として財務省令（平成 13 年 6 月 6 日財務省令第 44 号第 3 条）で定める割合が 100 分の 75 以上となるように運用します。ここで匿名組合出資持分とは、当事者の一方が相手方の行う資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分とします。」

と変更。

3. 日程

平成 13 年 8 月 3 日 投資主総会への提出議案として規約変更を当投資法人役員会で承認。

平成 13 年 8 月 29 日 投資主総会で規約変更承認、同日付で規約を変更。

4. その他

規約のその他変更内容につきましては、別添新旧対照表の通り。

以上

本資料は、兜倶楽部、日銀記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

ご注意：この文書は、当投資法人の規約の変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。